

て農地の転用を促進したい都市サイドと、農地の保全をはかっていたい農業サイドとの間で、激しい綱引きが展開され、結果的に市街化区域内農地に対する宅地並み課税は徹底されず、必ずしも都市計画法の意図どおりに農地の転用はすすまなかった。

そうした中、地価の上昇にとまなう国民や財界等による国内からの圧力にとどまらず、アメリカに次ぐ経済大国となり大きな貿易黒字を抱えるようになった日本に対する、日米構造協議等をつうじてのアメリカからの圧力も加わって、92年に長期営農継続農地制度が廃止されるとともに、生産緑地法の改正も行われた。これにともない特定市市街化区域に農地を所有する農家に対して、宅地化すべき農地とするか保全すべき農地とするかを強制的に選択させ、宅地化すべき農地については宅地並みに課税され、保全する農地についてのみ宅地並み課税が免除される、現行の制度へと移行してきたものである。

### 時代環境に合わせた見直しの動き

生産緑地法改正等が行なわれたのは、まさにバブル崩壊直後であり、これら改正等はバブル経済を前提にしたものであった。その後、地価が暴落するとともに、公共事業は減少し、空き家が増加するなど、農地を転用しての開発需要は冷え込み、都市農地をめぐる環境が一変したことはあらためて述べるまでもない。バブル経済を前提にした制度が、デフレ状態が続く今日まで継続し、都市農地の減少を招く主因となっていることが理解されよう。時代環境の変化に合わせた制度改正が不可欠であり、こうした動きがやつとこにきて日の目をみつつあるというのが現状である。

都市農業が、99年に成立した食料・農業・農村基本法の第36条で明確な位置づけを獲得するとともに、現行の基本計画では「これまでの都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討する」と明記された。これを受けて農水省は「都市農業の振興に関する検討会」

を設置し、12年8月に中間とりまとめを行うとともに、政党、自治体、農業団体とも活発な動きを展開してきた。こうした動きを背景に自民党は都市農業振興基本法案を固め、国会への提出を承認しており、年明けの国会に上程する見込みとなっている。(つづく)

## 編集室

「都市農業」を取り巻く環境は、安価な輸入農産物との競争等、農業を取り巻く経営環境の厳しさに加えて、高地価、宅地化の進展や住宅地に隣接することによる営農環境の悪化、さらに都市の進捗に伴う周辺開発や相続問題、さらには農業従事者の高齢化により農地の減少が著しく進んでいきます。

しかし、最近では食料供給だけでなく、ヒートアイランド現象の緩和や災害時の避難場所、余暇・環境教育の場など、都市における多面的な機能の役割が再確認され、都市と調和した持続性ある農業の確立や、地域と共生し協働して都市農業を保全する取り組みが各地で見られるようになりました。今後、都市農業を維持していくためには、個々の農業者の経営努力に依存するだけでなく、地域住民のサポート協力や市民活動がいつそう活発化していくことも、そのひとつの方向かと思われまます。

ただ、都市農業が抱えてきました農業従事者の高齢化や担い手不足、高額な相続税や固定資産税の負担など根本的な問題は解決されておらず、都市農業の持続性および経営継続性が危ぶまれているという事態には変わりありません。都市農業においても後継者問題は地域農業以上に厳しいものがあります。都市計画制度における市街化区域と市街化調整区域との間でみると、農業の持続性にかかわる振興政策におけるその差は歴然であり、経営の安定的発展・継続性に向けた行政支援も含め取り組みに大きな温度差があることも否めません。

そこで、2015年新年特集として「都市農業の持続的発展」と題し、都市農業を取り巻く経済・社会環境要因を明らかにし、都市農業が地域社会の中に成立するための条件(都市計画、税制含む総合的な制度)を確立し、都市農業の持続可能性を展望いたしました。ここに掲載いたしました諸論考が、農業振興・地方再生への一助となれば幸いです。

週刊農林編集部一同